

各プロジェクト・研究部会の現状報告

(到達点と今後の課題)

ナショナル・ミニマム問題

整理検討プロジェクト

浜岡 政好

憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活水準を実質化し、その改善を図ることは、勤労国民にとってきわめて切実な課題であり、福祉国家の基礎を形成する課題である。したがって、70年代後半以降、政府や大企業主導で「福祉の見直し」や形成途上にあった「福祉国家」から「日本型福祉社会」への転換が進められるなかで、ナショナル・ミニマム概念が矢面に立たされ、その否定と日本においてナショナル・ミニマム保障を具現化した社会保障・社会福祉制度の解体がおこなわれてきた。

こうした動きに対抗するために全労連や労働総研は発足の当初から、ナショナル・ミニマムの後退を食い止め、その水準を実質化し、改善する運動の重要性を訴え、さまざまな活動を展開してきた。しかし、1990年代後半に入ると、ナショナル・ミニマム概念の否定と連動した各種のミニマム規制の緩和・解体、結果としての自助努力の強要、社会保障・社会福祉の「市場化」などの動きが強化された。さらに現下の「構造改革」のなかで、国民の普遍的な権利であり、またその保障が国家の責任でもあるナショナル・ミニマムの否定は、官批判や地方分権の推進の掛け声によって一段と強められつつある。

このナショナル・ミニマム問題プロジェクトは、ナショナル・ミニマムをめぐるこの間の政策動向と今日の国民生活の実態をふまえて、今日におけるナショナル・ミニマム問題の社会的意義やこの問題に取り組むにあたっての課題などについて整理検討するために2004年度から設

けられた。またこのプロジェクトはこれまでの当研究所や全労連などのナショナル・ミニマム論の検討過程をふまえて設けられたものである。

このプロジェクトでは1990年代後半以降の社会保障制度や労働法制の改悪、リストラ等による雇用情勢の悪化などによってもたらされている国民生活の全般的な困難化の実態を確認したうえで、現在、ナショナル・ミニマムが現実にとどのように機能し、また機能していないかを検討してきた。また今日ではナショナル・ミニマムは狭義の最低生活保障を意味するだけでなく、「中央集権パラダイムの転換」と関わって、義務教育など中央政府のサービス水準との関連で問題にされてきている。このことはナショナル・ミニマムをめぐるイデオロギー状況が所得保障に関わる問題からサービス保障をも含む領域での攻防に移ってきていることを示している。こうした動きのなかで、ナショナル・ミニマムなき、セーフティネット論が分権化との関連で主張されている。

こうしたナショナル・ミニマムをめぐる現状をふまえて、最低賃金制度や生活保護制度、最低保障年金制度などの所得保障制度とナショナル・ミニマム、保健福祉サービス、医療サービス、教育サービスなど社会サービスとナショナル・ミニマム、また労働運動や社会保障運動などナショナル・ミニマムの実現を目指す諸社会運動、さらにナショナル・ミニマムをめぐるイデオロギー状況等についての検討が行われてきた。プロジェクトメンバーは、大木寿、大須眞治、小越洋之助、金沢誠一、唐鎌直義、島田務、浜岡政好、藤吉信博、八幡一秀の9名であるが、ゲストスピーカーの報告を含めてこれまでに14回の研究会をおこない、現在、今年度中の報告書作成を目指して最終まとめの段階に入っている。

(はまおか まさよし・常任理事)

労働総研設立15周年特集

賃金・最低賃金問題研究部会

小越 洋之助

はじめに

当部会は、労働総研における常設部会として、発足時より毎月1回のペースで研究活動をおこなってきた。研究課題の柱は3つである。Ⅰ、財界の賃金政策との対抗関係を意識した賃金問題の検討。Ⅱ、賃金論の各論として、1) 成果主義賃金の実態分析、2) 日本における横断賃率の可能性、3) 均等待遇問題の検討、4) 最低賃金制問題の検討である。以下、これまでの活動経過を要約する。

Ⅰ、財界の賃金政策との対抗関係を意識した課題

春闘の歴史と実態の検証について、ベア方式、上げ幅春闘の現状、人事院勧告の「崩壊」などについての実態分析である。ベアなし、定期昇給廃止など、最近における財界・大企業の賃金抑制・賃金引下げに対する系統的な批判をおこなった。賃金抑制の流れが公共部門にも進行している状況を意識している。テーマは運動の側における対応の現状と課題や賃金闘争の混迷、その展望に関して対抗軸の検討であり、そのなかには1) 地域・中小企業における春闘のあり方と課題、2) 非正規雇用の賃金闘争における課題、3) 春闘と地域経済再建の課題との関連、4) 賃金（闘争）と社会保障（闘争）との関連について（労働力再生産費の社会化の今日的課題）などがある。

Ⅱ、賃金論の検討課題

1) 成果主義賃金の実態分析

このテーマは現在焦眉の課題であるため、当部会としては民間大企業の導入状況や日本経団

連、社会経済生産性本部や連合総研のレポートなどを検討し、吟味してきた。また、個別的には複数の会員が外部研究会に参加してアドバイスをおこなってきた。ただし、公務部門での研究は遅れている。

2) 職種別横断賃率の日本における可能性の検討

雇用の流動化が進むなかで、日本における横断賃率の検討が課題の1つである。この部会としては、年齢別横断賃率・職種別横断賃率の評価、職業訓練・公的資格と賃率問題、労働組合の政策課題について検討してきた。

3) 均等待遇政策と「均衡処遇」政策

女性・非正規労働者の均等待遇問題は重要課題であるが、ここではそれをめぐる論点を検討している。たとえば、均等待遇と賃率問題、「均衡処遇」をどうみるか、年功賃金の評価、短時間正社員や地域限定社員の評価などである。

4) 最低賃金制の検討

このテーマについては、①現行最賃制の実態、その変貌について、厚生労働省研究会の報告書を検討するなかで、最近の状況を検討した。②全国一律最低賃金制をめぐる政策課題（その水準、生計費指標、市場賃金との関連、地域格差問題をどうするかなど）について、それと公契約条例（日本版リビングウェッジ）との関係も意識した。③ナショナル・ミニマム問題との関連における論点（生活保護基準、最低保障年金等との関連）についても検討してきた。

Ⅲ、研究成果の公表

①成果主義賃金など、今日の財界の賃金政策にかみ合った分析をおこなった。この成果は部会責任者と労働総研の名において『今日の賃金—財界の政策と矛盾』2000年、新日本出版社として公刊された。なお、関連して銀行労

働研究会「能力主義・成果主義研究会」などに複数の部会メンバーが参加してきた。

- ② 労働総研プロジェクト報告書(『均等待遇と賃金問題』)については、部会員が3名参加し、報告書自体は、部会責任者がまとめ、部会員3人が参加した。この報告書については、会員および会員以外の方々から現在でも反響がある。また、全労連の同様のプロジェクトにも部会員が参加した。
- ③ 春闘をめぐる問題状況について、労働総研主催の「春闘50年」における公開シンポジウムを部会研究会として後援した。
- ④ ナショナル・ミニマムと最低賃金制について部会企画として「アメリカのリビングウェイジについて」公開研究会とした。なお、労働総研における「ナショナル・ミニマムプロジェクト」に部会メンバーが参加している。

IV、研究会の今後の方向性と課題

① 国際比較研究など新事実の分析・公表

部会のテーマに関わる課題は、グローバル化などの情勢変化における新たなテーマの分析を必要としている。その第1は、運動主体の必要性を意識した国際比較である。とくに、最近アメリカ型のシステムが相次いで導入されているなかで、正確な実態を分析する必要性は大きい。たとえば、①成果主義賃金との関連におけるアメリカの賃金・人事評価制度の実態比較、②均

等待遇や最賃制・公契約条例問題の検討について、グローバル化におけるILO条約等の吟味、諸外国の実情の解明など多くの課題がある。第2は、研究成果の公表である。実践家、運動家と違った部会研究者の意義は、まずは事実の解明であり、その事実を運動の側に立って正確に評価して公表することである。そのことが運動への根拠を与えることになる。

② 他の研究部会との連携

当研究部会は部会員が個人の資格において、これまで横断的なプロジェクト研究にも参加してきた。「不安定就業労働者プロジェクト報告書」の読解と検討など他部会の共同研究の成果も吸収している。日本経団連「ホワイトカラーエグゼンプションの提言」などは成果主義の問題であるとともに、労働時間の問題でもある。今後テーマに応じて関連部会との相互の連携をおこなっていきたい。

③ その他

今後は、非正規雇用・不安定雇用労働者、若者、女性を考慮した賃金問題の実態分析と対抗軸の検討が客観的に必要となる。当部会が扱ってきたテーマは運動課題との関係では密接に関係しているし、現在の情勢や運動の流れは意識している。しかし、運動の側からの部会へのテーマを特定した研究依頼・分析の要請や研究会参加希望はない。部会としては常に門戸を開放している。

(おごし ようのすけ・常任理事)

労働総研設立15周年特集

社会保障研究部会

唐鎌 直義

[経緯と現状]

社会保障研究部会に所属して以来、最も大きな研究成果は、相澤興一編・労働総研監修『社会保障構造改革—今こそ生存権保障を—』(大月書店、2002年8月)を刊行したことである。当初、小川政亮先生が部会の代表を勤められていたが、途中で体調を崩され、相澤興一先生に実質的な部会責任者になって頂いた。その下で、3年間余に及ぶ研究会がほぼ隔月で持たれ、社会保障の各分野から専門家を招いて、ご報告を賜った。

当時の労働総研事務局長の草島和幸さんが部会の事務局を兼務してくださり、忙しい相澤先生と私のタイムスケジュールを合わせてくださった。草島さんの連絡調整に支えられて、研究活動が進行したと言っても過言ではない。出版の見通しが立つようになってから、私が本の構成案づくりを担当した。春山明さんがまだお元気で、研究会のたびに今市市から来てくださった。本に書かれた春山さんの原稿は、実質、絶筆ではないだろうか。

研究者と社会保障団体の活動家、政策分析の専門家が揃い、当時の情勢を見据えた的確な研究会活動が展開されていたと思う。私にとっても、まことに得がたい貴重な研究会であった。出版後、相澤先生が部会の代表者になられたが、定年で常任理事を下りられたことから、急遽、私に責任者の役が回ってきた。また労働総研事務局の体制も変化し、部会の責任者の主導で研究会活動を展開しなければならなくなった。研

究条件に恵まれない大学に勤めてきた私は、短期間でより良い条件の大学に移ることを宿命づけられてきたが、ちょうど、現在の大学に移ったばかりの事情もあり、なかなか部会活動を推進できない状況となった。代表理事と事務局長、事務局次長の援助を受けて、ようやく部会活動を復活させる途上にあるが、以前と比べるべくもない。せめて、以前のように、部会活動を支援する体制が労働総研の内部に形成されないものだろうと思うが、人的余裕のない状況下ではプロジェクトにかかわるのが精一杯で、部会の面倒までは無理というものだろう。

[今後の課題]

- ① 若手研究者を部会に組織し、アカデミズムに限定されない研究の刺激を得られる場所として、部会を位置づけること。また若手研究者と若手活動家との接点を設けること。
- ② 労働総研の調査研究の蓄積を踏まえて、社会保障分野で調査研究を立ち上げること。特に、失業者調査、高齢者調査に取り組めるような力量をつけること。
- ③ 各種社会保障データの集積基地として、加盟諸団体の求めに応じられるような的確で精度の高い統計データを提供できるようにすること。

以上の諸課題は、どれも相当の労力の傾注を必要とする。個人としても研究所としても、スタッフが研究に専念できるような環境が整備されなければならない。その仕組みづくりが本当の課題ではないだろうか。

(からかま なおよし・常任理事)

労働時間問題研究部会

西村 直樹

2002年にワークシェアリング論争が広がったとき以降、これへの批判を軸に研究結果を出版物にまとめようということが相談されてからもう3年が経過しました。

時間がかかりましたが、2004年5月、各産別に労働時間の実態を報告していただく作業を依頼し、その期限を8月とし、9月からその実態にもとづいて原稿を書き、2004年内に05春闘めざして出版したいということで準備しました。

ご承知のように労働時間をめぐる動向はたいへん変わりやすく、めまぐるしいといつてよいほどです。一例を挙げますと、2001年12月、過労死の認定基準についての見直しがおこなわれ(基発第1063号)、ここにいたる医学的検討の結果にもとづいて翌2002年2月、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が行政通達として出されましたが、この内容は05年10月23日、3分の2を制した与党だけでなく、民主党・社民党まで賛成にまわって日本共産党の反対のみで通過した改悪労働安全衛生法によって既に崩れてしまっています。

この改悪はさらにもう1つ、恐ろしい内容を秘めています。それは総合対策では80時間の残業のあった労働者は産業医の診断を受けその指導に従いなさいとなっていたものを、100時間に延ばしただけでなく、申し出のあった場合だけ産業医の診断を受けなさい、ということにされました。申し出をしなかった労働者は、過労死しようがうつ病にかかって自殺しようが、自己責任だというわけですから。そしてこの自己責任論は2003年4月の3人の若者のファルージャでの人質事件以降、日本社会では当たり前のようにされてきています。

1800時間の約束も反故にされました。そうかと思うとアメリカ輸入のエグゼンプション導入が研究されはじめますと、JILPT、厚労省内研

究会の結論も待たずに日本経団連から年収400万円以上のホワイトカラー労働者は誰でも対象だという提言が6月に発表されました。ボーナスを4ヵ月としますと、月収25万円、手取りに直すと22~3万円の人はみなただ働きOKのエグゼンプション適用者になります。労使協定があればもっとこれは低くても適用されます。

こういう大きな変化が次々続くものですから、政府の労働時間政策が捉えきれません。要するに無法常態へと突き進んでいるというしかないのです。

その結果、冒頭に書きましたが、「2004年内に05春闘めざして出版したいということで、準備しました」が、ずーっとずれ込んでしまいました。週35時間への挑戦も世界的につまづきだしています。フランスでもドイツでも政権は右翼化しましたから、この傾向は促進されるのではないのでしょうか。アングロサクソン系ではアメリカではジル・フレーザーの「窒息するオフィス」、イギリスではポリー・トインビーの「ハードワーク」などの著書にみられるような、原初的とも言うべき過酷かつ非人間的な長時間過密労働が広がりだし、わが国の場合でも週60時間を超える労働者が増え続けてきました。サービス残業も当たり前になりつつあり、04年8月までに書いていただいた各産別の実態では現状を表現しきれなくさえなりました。福知山線脱線大惨事の背景にある労働時間・変則勤務はその1つの表現です。

そこへさらにあのトヨタでも生産の主力は期間工となり、2次以降の下請けでは不法滞在の外国人労働者が生産の担い手になってきました。ここでは年間3000時間、4000時間という労働時間で働かせられている労働者がザラです。

それでもようやくまとめの目途をつけました。外国人労働者問題も含めてつくりました。

問題はこれからです。これまでの研究体制を再編成しようという時期でもありますから、それに応えられるような陣容を考えながらすすんでいきたいと考えています。

(にしむら なおき・理事)

労働総研設立15周年特集

女性労働研究部会

川口 和子

労働総研設立時から設置された女性労働研究部会は、全労連女性部と連携して女性労働の分野から運動の前進に寄与することをめざし、研究活動をおこなってきた。

部会発足後、女性労働者の現状調査に着手、全労連参加労組を対象に労働実態、要求、意識等の調査をおこない、「男女平等をめざす賃金・生活費・生活時間調査」としてまとめた(1992年)。

1990年代後半の一時期は、部会責任者の病気や他のメンバーの多忙により休会を余儀なくしたが、その後メンバーも再編して再開以降は、8名のメンバーに全労連女性部役員および傘下单産女性部長等の傍聴者もふくめて、ほぼ毎月部会研究会を継続してきた。

この間、芝信用金庫、野村証券、日立製作所等、賃金、昇進の性差別是正を求める裁判闘争をはじめ女性労働者の運動の前進を背景に、「男女雇用機会均等法」改正(97年)、「男女共同参画社会基本法」制定(99年)、「育児・介護休業法」改定(01年)、「次世代育成支援対策推進法」制定(03年)等、一定の前進が見られたが、国際的な男女平等への流れに比べ日本政府の施策のテンポのおくれは、国連の社会権規約委員会や女性の地位委員会からも指摘されている。

とくに経済のグローバル化に対応する財界・政府の新自由主義戦略のもとで、保育所等公的福祉・社会保障の後退、女性では正社員を上回るにいたった多様な非正規雇用の増加、コース別管理、成果主義管理による個人処遇化がすすみ、性による差別とともに女性間の格差と分断もむしろ拡大する傾向にある。また各自治体の男女共同参画条例、指針策定をめぐって見られた保守派の動向も、最近では憲法改定と連動し軽

視できない。

当部会は、90年代後半以降のこうした女性労働の新たな局面について、①厚生労働省等の各種審議会・研究会の報告書や日本経団連の提言文書の検討。②これらがもたらす女性労働者の現状についてのケース・スタディとして、トヨタ自動車、日本IBM、伊藤忠商事、生協パートの聞き取り調査。③性差別是正の裁判闘争、判決の到達点の検証。④全労連、連合、および各労組、女性部の対応施策と運動の検討。あわせて⑤関連する諸文献、とくに今日の多様なフェミニズムの論調についても討議をおこなってきた。

これら部会研究の到達点を書籍としてまとめるには到らなかったが、「多様性」「個の尊重＝自己責任」等の巧妙なイデオロギーをともなった年金や税制もふくめての家族単位から「個人単位」への転換については、当部会での討議が、全労連および労働総研でも独自のプロジェクトを立ちあげて深められ、それぞれ報告書にまとめられた(03年)。また06年に予定されている均等法の再改定に向けて、全労連のプロジェクトに当部会から3名が参画し改正案づくりをおこなった(04～05年)。

今年度は、戦後60年間における女性労働問題についての論争点、運動と結びついた理論の発展の軌跡をテーマに設定し部会研究会を進めている。これにつらなるものとして今日の財界・政府の新戦略への対抗軸を、真の男女平等実現の見地から明確にすることが今後の課題である。そのためには非正規雇用をふくめ女性労働の実態についてのケース・スタディをさらに拡げるとともに、新自由主義、改憲・保守派、フェミニズム等の平等論の検証を深めることも必要と考えている。それは同時に科学的社会主義理論の今日的検証にもつながる課題と思われる。

(かわぐち かずこ・理事)

国際労働研究部会

斎藤 隆夫

[結成の経過]

当研究部会は、「外国人労働者研究部会」を改組し、90年度から新設された。この部会は、国際情勢の激しい変化に対して、日本の労働運動がどう対応するかについての研究調査を主要な任務として出発した。全労連国際部会は主として海外の労働問題や労働組合に関する資料を収集し、翻訳・解説する活動をおこなっていたが、全労連の国際活動を一層強化・発展させるための調査・研究活動を担う組織として労働総研内の部会としてこの部会をつくった。したがって、全労連国際部および関係加盟各単産との協力・共同で研究部会運営をおこなうことを主要な任務としていたという意味で、他の研究部会と比べてユニークな性格をもっている。当初は定例的な研究会はおこなわれず、少数のプロフェッショナルによる『世界の労働者のたたかい』の執筆協力が主な仕事であったが、その後徐々に部会メンバーも増員され、研究会活動もおこなわれるようになった。

[現 状]

国際労働研究部会の近年の活動は研究会活動と『世界の労働者のたたかい』の執筆協力が2本の柱になっている。研究会活動の内容は以下のようなものである。

- 1、最新の国際的な労働問題・労働組合動向についての情報交換
- 2、部会メンバーによる担当国組合運動の動向についての比較的まとまったレポートによる討論
- 3、他の組織と共同でおこなう研究会(たとえば不安定雇用規制のあり方をテーマとして「パート労組連絡会」との共催でおこなった)
- 4、ILOや世界労連大会などに出席した全労連国際部の部員による国際組織の動向についての報告・質疑

これらの活動を通して、部会メンバーの研究蓄積を促進すると同時に『世界の労働者のたたかい』の内容を充実させることに努めている。

第2の柱である『世界の労働者のたたかい』への執筆協力については次のような点が指摘しうる。

執筆にあたっては、ケース・スタディのかたちで各国別に個々の主要な闘争の事例を取り上げ、それぞれ次の項目について実状の把握を期している。(1) 闘争課題(要求) (2) たたかいの組織・規模・戦術 (3) たたかいの到達点。こうした観点は出発時から変更はないが、近年では、わが国労働問題の現状を踏まえて、不安定雇用規制の動向、福祉国家再編の動向、組合員拡大の動向などの諸点については各国とも触れるようにしている。また、近年の欧州の労働問題に与える影響の大きさを考慮してEUや欧州労連の動向も取り上げるようにした。

執筆者については、一人で何カ国も執筆しうるプロフェッショナルに依存することが徐々に困難になっていることから若返りを進めている。

この他、『世界の労働者のたたかい』の編集・出版について、活字を大きくし判もB5からA4にするなどの改善をおこなった。

以上のように本部会の活動は徐々に改善・発展しているが、今年度の総会では『世界の労働者のたたかい』をILOや国際機関、日本の労働運動の情報をも含めた内容に改善させる必要が指摘されており、一層の努力が求められる。

[設立15周年記念事業：独仏伊3カ国調査]

なお、労働総研設立15周年記念事業の一環として、国際労働研究部会メンバーを中心に、労働総研としてははじめてのドイツ・フランス・イタリア3カ国・6カ所を訪問して、「職場における交渉権とその機能」および「企業の社会的責任」の問題を中心に聞き取り調査をおこなった。この成果については、調査団参加者が研究例会で報告したが、そこで出された意見をも参考に調査結果をまとめる方向で調整中である。

(さいとう たかお・常任理事)

労働総研設立15周年特集

政治経済動向研究部会

天野 光則

[当研究部会の経緯]

① 第1期

当研究部会の設立は、1990年度総会で決定され、90年12月から活動を開始した。

当研究部会は、米田康彦（故人・中央大学教授）を責任者にして、国民生活や労働運動にかかわる内外の経済情勢の重要問題の分析・研究に主眼を置いて、活動を開始した。

研究部会の活動の中心は、90年代初頭に顕在化したバブル経済と「円高・ドル安問題」が日本経済におよぼす雇用・産業構造・地域経済への諸影響を分析・研究することにおかれた。

その後、責任者が海外研修留学や校務に迫られる事態、および病気を抱えることとなり、所期の目的を十分果たせなくなったので、再編・再出発することとなった。

② 第2期

99年、常任理事会は、当研究部会を大木一訓代表理事を責任者に、研究部会の名称も政治経済動向研究部会として、再編・再出発する措置をとった。労働総研2000年度定例総会で決定された方針「21世紀初頭における情勢の特徴と研究課題」を、当研究部会活動に具体化し、当研究部会の研究活動上の性格を、①日本の労働運動をめぐる経済政治動向を、実践的な諸課題との関連でとらえて、全労連など労働組合の情勢分析、政策や方針策定に役立てることと、②「グローバル化の時代」における日本の経済・政治の大きな構造的転換を分析して、日本社会の民主的改革にむけての諸条件とそこでの労働運動の役割を明らかにすることを、自らの課題として位置づけた。

こうした角度からの、調査研究と政策提言を

意識して、部会活動をおこない、「政治経済動向研究の四季報的発表」を重視してきた。また、「21世紀への展望と労働運動」に関する共同研究を常任理事会に提案し、研究部会員以外の会員等の協力をも得て、約2年半におよぶ研究成果として、小泉「構造改革」の批判・分析に焦点を絞った共同研究を進め、大木一訓監修・労働総研編『日本経済の変容と「構造改革」—労働運動からの分析と提言—』（02年7月、新日本出版社）を上梓した。

③ 第3期

03年度から、大木代表理事の労働総研での仕事の重複を軽減し、若返りをはかるという意味もあり、責任者は天野光則常任理事に代わり、04年度から新メンバーを迎え、部会の活性化にも努めている。メンバーの若返りを、引き続き努めていきたい。

[今後の研究部会活動と研究課題]

今後、当研究部会は、当研究部会設立の趣旨を実践的に深める立場から、①国民・労働運動が直面している政治経済動向についての分析・研究を、労働組合幹部を含めて討論する場を提供する、と同時に②グローバル化する政治経済情勢に関する理論・イデオロギー問題の理論的解明、および③情勢分析に必要な情報の系統的蓄積、を3つの柱として研究部会活動を進めていくことにしている。

当研究部会は、05年度定例総会決定にもとづき、現在進めている研究課題「日本経済の再興と労働改革」を06年7月の定例総会までに終結する方向で進める。その後の再編方向については、当研究部会設立の趣旨に沿った形での再編が考えられるが、研究部会で慎重に討議し、常任理事会へ提案することにした。

（あまの みつのり・常任理事）

中小企業問題研究部会

中島 康浩

1. 『グローバル化のなかの中小企業問題』の普及と波紋

中小企業問題研究部会（松丸和夫部会長）は2005年6月、この間の研究成果をまとめ新日本出版社より『グローバル化のなかの中小企業問題』を発行した。9人の執筆者をはじめ部会メンバーの協力もあり、初版3000部の普及に貢献中である。

発売直後に『しんぶん赤旗』調べの「よく売れている本」ベスト5に名を連ね、同紙や『全国商工新聞』『中小企業家しんぶん』『議会と自治体』などの書評欄に紹介されたことも、販売促進に一役買っている。大阪のある中小企業家が読んで感動し、全社員分47部を一括購入して読了を要請しているという報告もあった。

大衆運動の分野でもこの書籍をめぐって、いくつかの動きと波及効果があった。1つは、11月10～12日熱海で開催された全労連の「05地域運動交流集会」で、テーマの1つ「地域の状況と地域運動の強化にむけて」の問題提起に本書の主要部分が生かされたことである。また、本誌No.59「夏季号」でも紹介した第4章「不況打開、地域振興運動と新たな挑戦」の執筆にあたっての事例調査554件が資料として配布された。

2つ目の動きは、中小企業問題をめぐって諸団体から学習会等への講師依頼である。監修者の部会長には、9月に中小企業家同友会全国協議会・企業環境研究センター例会での報告、10月にも全印総連東京地連労使合同セミナーでの講演要請があり、積極的に引き受けて書籍の普及もおこなった。さらに、12月には墨田区職労の要請で、自治研集会全体会での講演も予定されている。また、第4章の地域振興運動をめぐっては、全印総連東京地連中部地協から夏季学習会での講師依頼があり、10月の全印総連関係労

使の「円卓会議」でも公契約運動を中心とした発言依頼へと続いた。

3つ目の動きは、本書を読まれた在日韓国人の方の紹介により、韓国労働教育研究所（公労使の三者構成）が、日本の代表的なリストラ・産業空洞化反対闘争の実態調査のために訪日（10名）して関係者と懇談したいとの申入れがあったことである。会員の相田氏を中心に、三多摩労連や大田区労協、JMIUなどの協力で受入れ準備を相談中である。

2. 中小企業部会の活動、構成と特徴

中小企業問題研究部会の発足は1993年5月で、初代部会長・福島久一氏らの尽力でスタートした。当初は、「中小企業政策」をめぐって学者・研究者を前に、各単産の役員より順次報告してもらいつつ議論を深めてきたが、その役員諸氏にも部会メンバーになってもらった。以後、部会のテーマは、全労連の緊急な研究要請に答えたり、中小企業労働組合運動が直面している問題を随時取り上げるようになり、資料提供を含め、今日学んだことが明日からの運動に生かされるようになった。こうして3年後の1996年7月、『中小企業の労働組合運動—21世紀への挑戦—』を学習の友社より発行し、2500部を普及した。

その後の研究活動は、IT戦略と中小企業への影響、中小企業基本法の改悪、大企業のリストラ・産業空洞化問題、地方分権と自治体統合問題、不良債権処理と地域金融問題、下請二法の改正と積極活用などを取り上げ、外部講師も積極的に登用してきた。

この間にも、新自由主義と企業活動のグローバル化が急展開し、中小企業の基盤がますます侵食されてきた。こうした事態に対応するため、02年からは次の新しい書籍を意識しての研究も加わり、03年にはその「骨太方針」がつくられ、章建てや内容に係わる討議がつづいた。04年には出版社、執筆者を選定し、05年にかけて執筆

労働総研設立15周年特集

作業に入ったものである。

3. 今後のために。課題と展望

①当部会の研究が口火となったCSR（企業の社会的責任）問題は、全労連が05春闘から本格着手しており、労働分野のCSR、中小企業におけるCSRの運動推進に役立つ研究をすすめ

る。

- ②小泉内閣がすすめる「構造改革」が各分野の中小企業に多大な悪影響を及ぼしているもとで、その対応策を含めた研究を総合的にすすめる、経済の民主的発展につながるよう深める。
- ③このほか、全労連や関係単産の運動との関係で、必要な課題の共同研究をすすめる。

（なかじま やすひろ・会員）

関西圏産業労働研究部会

上瀧 真生

関西圏産業労働研究部会では、現在、1990年代不況を経過したのちの日本における資本－賃労働関係の変化を、賃金問題の理論的検討をつうじてあきらかにする研究活動をおこなっている。研究会をほぼ2ヵ月に1回程度開催し、研究会参加者が自分の専門領域に引きつけて設定した個別テーマについて研究報告をおこない、議論を積み上げてきた。その成果の一部は、下記のとおり、雑誌『経済』に個人論文として発表されている。

〈既発表の個人論文〉

三好正巳「社会問題としての賃金－現代賃金論の構想」（『経済』2004年10月）

上瀧真生「総額人件費管理と労働者生活」（『経済』2005年2月）

丹下晴喜「グローバリゼーションと財界の雇用・賃金戦略」（『経済』2005年12月）

これまでの研究成果は、理論的・実証的に十分に展開されたものとはいえないにしても、いくつかの問題提起を含んでいると考える。私なりに概括すれば、以下のとおりである。

〈研究上の問題提起〉

第1に、賃金を階級的な見地、剰余価値率の見地からとらえるべきこと。賃金問題は、た

に正規従業員の賃金問題としてとらえてはならず、失業・半失業を含む労働者階級全体の見地からとらえるべきである。したがって賃金問題の研究は、賃金と雇用を統一的に把握する。このようにとらえた現下の賃金問題の特徴は、成果主義にもとづく賃金改革と失業・半失業の増大である。

第2に、現下の賃金問題は、90年代不況のなかで進行した資本の蓄積基盤の再編成の一環としてとらえるべきこと。現下の賃金問題は、たんなる不況脱出策とはいえず、この間に進行した日本資本主義の資本蓄積基盤の再編成の一環であり、その再編成によって条件づけられている。したがって、この蓄積基盤の再編成のありようを規定することが研究の前提となる。この再編成は、利子生み資本の運動が主導する資本の国際的な展開と国家の暴力装置の強化とを基軸として展開しており、その実現のために国家独占資本主義の全機構が動員されている。第二次世界大戦後の国家独占資本主義は雇用保障制度、社会保障制度、労使関係制度を軸に構成した「福祉国家」を標榜してきたが、蓄積基盤の再編成はこれらの全面的な破壊のうえにすすめられている。それはマクロの「構造改革」とミクロの「企業改革」として現われており、ミクロの「企業改革」はマクロの「構造改革」に依存することによって可能となる。

第3に、成果主義にもとづく賃金改革は、労働力の価値規定、賃金における生計費原則を理

念的に否定するものとなっていること。成果主義的賃金改革は、なによりも「年功的」賃金体系の否定であり、それがもっていた賃金と生計費原則とのつながり（ジェンダー的バイアスがかかっていたかもしれないが……）を断とうとしている。他方、成果主義的賃金は新しい資本蓄積基盤に照応した労働の実質的包摂の手段でもある。しかしそれは、新しい資本蓄積基盤によって限定された賃金原資の分配の原理であるため、ごく一部の高賃金労働者と大多数の低賃金労働者とを析出する。

第4に、失業と半失業の増大は、階級的な賃金水準を押し下げるとともに、世代的な特徴をともなっていること。とくに若い世代の労働者の失業・半失業の増大は、日本の労働者階級の再生産にとって新しい問題を提起している。

第5に、成果主義的賃金改革と失業・半失業

の増大を中心とする現下の賃金問題は、労働者階級の世代的な再生産を困難に陥れていること。これらの問題は、これまでの労働者階級の家族形成と世代的再生産のあり方の変容をせまっており、そのことは未婚・非婚の増大と少子化の進展としてあらわれている。それは、労働力価値そのものの低下、そのモラールッシュな価値構成要素の部分的な切り捨てとも考えられる。

第6に、以上の内容をもつ現下の賃金問題は社会問題化せざるをえないこと。これに対応する労働運動のあり方を検討しなければならない。

しかし、これらの問題提起は、まだ十分に理論的・実証的に展開されていない。とくに今日の失業・半失業の分析、労働者家計の実態と生計費原則、労働運動の闘争領域と賃金闘争等については今後の課題である。

（こうたき まさお・会員）

労働総研設立15周年特集

労働運動史研究部会

藤吉 信博

【研究部会の経緯】

当研究部会の設置については、労働総研の定例総会で永年にわたって何度となく討議されてきた。議論の中心点は、①研究所の研究活動にとって、現状分析と理論政策、歴史研究が欠かせないし、②全労連運動の発展にとっても日本労働運動の階級的・民主的伝統を継承発展させることが求められている、③すでに戦後の労働運動を担ってきた労働組合の幹部が亡くなり始めており、関係者からのヒアリングも喫緊の課題となっている、というものである。

2003年度定例総会は、こうした永年の議論を踏まえ、労働運動史研究部会を発足させることを決定した。

当研究部会は、当研究部会の設立を永年主張し続けてきた犬丸義一氏を責任者にして、研究活動をおこなっている。

【研究活動の現況】

当研究部会は、発足と同時に、戦後における労働史研究の現段階の特徴や問題状況を数回にわたって検討して、当研究部会の时期的な研究領域を、全日本産業別労働組合会議（産別会議、1946年8月～1958年2月）から統一戦線推進労働組合懇談会（統一労組懇、73年4月～89年11月）を経て全国労働組合総連合（全労連、89年11月結成）にいたる期間とし、その期間に活躍した労働組合幹部・活動家を対象としてヒアリングをおこなうこととしている。

ヒアリング対象者については、労働運動史上の画期をなす局面で活動した労働組合幹部を、当研究部会メンバーで、ヒアリングの重要性や緊急性およびその可能性を検討しながら選定を

進めている。ヒアリング対象者が決定させれば、ヒアリング担当者を決めて、ヒアリング担当者を中心に、ヒアリング対象者の活動した時期の政治経済情勢や労働運動の特徴を明らかにするための文献調査・研究や資料の収集を進めながら、ヒアリング対象者の活動歴、およびそのプロフィールを調査し、ヒアリングのための予備質問書を準備し、当研究部会で質問書を仕上げた後にヒアリングをおこなうことにしている。

【ヒアリングの実績】

すでに3人のヒアリングをおこなっている。

- ① 杉浦正男氏：戦前の印刷工労働組合活動と監獄生活、戦後解放されて、戦後の労働組合運動の再建に参加し、産別会議の最後の事務局長であった。戦前の印刷工労働運動と戦後の労働運動について、2回ヒアリングした。
- ② 引間博愛氏：80年の第2の反動攻勢と反共「社公合意」・社会党の右転落から派生した総評の右転落のもとで、統一労組懇運動が、階級的ナショナルセンター結成に向け、生成・発展する過程を中心にヒアリングした。
- ③ 宇田川次保氏：宇田川氏は、産別会議と統一労組懇とにまたがって活動した数少ない現存の幹部の1人である。1回目は産別会議中心に、2回目は医療労働組合運動を中心にヒアリングした。

【今後の課題】

研究部会の再編方針にもとづいて、どのような形態で、新たな再編方向を模索するかについて、研究部会で討議し、常任理事会に提案することにした。

ヒアリングした内容については、しかるべき方法で公表できるよう検討中である。

（ふじよし のぶひろ・事務局次長）